平成31年3月20日 (市長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内に存する空き家を有効活用することで、移住 及び定住促進による地域の活性化を図るため、空き家バンク制度につ いて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号 に定めるところによる。
 - (1) 空き家 個人が居住を目的として市内に所有し、現に居住していない(近く居住しなくなる予定があるものを含む。)建物及びその敷地をいう。
 - (2) 空き家バンク 空き家の売却又は賃貸を希望する所有者等から申 込みを受けた空き家の情報を、空き家の利用を希望する者に提供す る仕組みをいう。
 - (3) 所有者等 市内の空き家に係る所有権その他の権利を有し、当 該空き家の売却又は賃貸を行うことができる者をいう。
 - (4) 協会 北本市、鴻巣市、上尾市、桶川市及び伊奈町と空き家の 利活用等に関する協定を締結している宅地建物取引業の団体をい う。

(空き家の活用相談申込み等)

- 第3条 空き家の活用について相談しようとする所有者等(以下「相談 希望者」という。)は、空き家活用相談申込書(様式第1号)及び 空き家活用相談カード(様式第2号)を市長に提出しなければなら ない。
- 2 市長は、前項の規定による相談の申込みがあったときは、前項の申込書の写しを協会に提供するものとする。
- 3 協会は、前項の申込書の写しの提供を受けたときは、協会に加入し

ている者のうちから当該空き家の相談を受けることができる者(以下「相談取扱者」という。)の選定を行う。この場合において協会は、市長を経由して、空き家活用相談案内通知書(様式第3号)を相談希望者に2週間以内に通知するものとする。

- 4 前項の通知を受けた相談希望者は、相談取扱者に2週間以内に連絡をするものとする。
- 5 相談希望者から連絡を受けた相談取扱者は空き家の活用相談を行い、 その結果を協会に報告するものとし、協会はその結果について、空 き家活用相談結果報告書(様式第4号)により市長に報告するもの とする。

(空き家バンクへの登録等)

- 第4条 空き家バンクへの登録を希望する所有者等(以下「登録希望者」 という。)は、空き家バンク登録申込書(様式第5号)及び空き家 バンク登録カード(様式第6号)に、次に掲げる書類を添えて市長 に提出しなければならない。
 - (1) 所有者等であることが確認できる書類
 - (2) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容 等を確認の上、前項の申込書の写しを協会に提供するものとする。
- 3 協会は、前項の申込書の写しの提供を受けたときは、協会に加入している者のうちから当該空き家の物件調査をすることができる者 (以下「物件調査者」という。)の選定を行う。
- 4 物件調査者は、当該空き家の現地調査等を行い、その結果を協会に 報告するものとし、協会はその結果を書面により市長に報告するも のとする。
- 5 市長は、前項の規定による報告があったときは、その内容等を確認 の上、空き家バンクに登録するものとする。ただし、当該空き家が 次の各号のいずれかに該当するときは、空き家バンクへ登録しない。
 - (1) 当該空き家の所有者等が、暴力団員による不当な行為の防止等 に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する 暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団若しくは暴力

団員と密接な関係を有する者であるとき。

- (2) その他市長が空き家バンクへの登録が適当でないと認めたとき。
- 6 市長は、前項の規定により登録又は不登録としたときは、空き家バンク登録(不登録)通知書(様式第7号)を登録希望者に通知するとともに、同通知書の写しを当該空き家の物件調査者が所属する協会に提供するものとする。

(空き家の活用相談又は空き家バンクへの登録の勧め)

- 第5条 市長は、空き家バンクに登録をしていない空き家で、空き家バンクに登録することが適当と認められるものは、当該空き家の所有者 等に対して活用相談又は空き家バンクへの登録を勧めることができる。 (登録事項の変更の届出)
- 第6条 第4条第6項の規定による通知を受けた者(以下「物件登録者」 という。)は、当該登録事項に変更があったときは、空き家バンク登 録変更届出書(様式第8号)及び変更内容を確認できる書面を添えて、 市長に提出しなければならない。

(登録の抹消)

- 第7条 物件登録者は、空き家バンクに登録されている情報を抹消しようとするときは、空き家バンク登録抹消申出書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、空き家バンクに登録した空き家(以下「登録空き家」とい う。)が次に掲げる事項に該当するときは、登録を抹消するものとす る。
 - (1) 当該空き家に係る所有権その他の権利に異動があったとき。
 - (2) 第4条第1項の規定による提出書類に虚偽の記載があったとき。
 - (3) 第4条第5項の規定により登録をした日の翌日から起算して2 年が経過したとき。ただし、物件登録者が改めて登録申込みを行ったときは、この限りでない。
 - (4) 空き家バンクに登録されていることが不適当と市長が認めたとき。
 - (5) 前項の規定よる申出書の提出があったとき。
 - (6) 登録空き家に関する売買又は賃貸借の交渉が成立したとき。

3 市長は、前項の規定により登録を抹消したときは、空き家バンク登録抹消通知書(様式第10号)により、当該空き家の物件登録者に通知するものとする。

(利用登録)

- 第8条 登録空き家の利用を希望する者(以下「利用希望者」という。) は、空き家バンク利用登録申込書(様式第11号)に次に掲げる書類 を添えて市長に提出しなければならない。この場合において、利用希 望者が、北本市のほか鴻巣市、上尾市、桶川市又は伊奈町(以下、 「他市町」という。)の空き家バンクへの登録を希望する場合は、そ の市町を指定して申し込むことができる。
 - (1) 本人を証明するものの写し
 - (2) その他市長が必要と認める書類
- 2 利用希望者は、次に掲げるいずれにも該当する者でなければならない。
 - (1) 空き家に定住し又は定期的に滞在して、地域住民と協調して生活できる者であること。
 - (2) 本人及び同居しようとする者が、暴力団員又は暴力団若しくは 暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
 - (3) 空き家を転売又は転貸する意思のない者であること。
 - (4) その他市長が適当と認めた者であること。
- 3 市長は、第1項の規定による申込みについて、前項各号に規定する 要件を満たすものと認めたときは、空き家バンク利用者台帳に登録し、 空き家バンク利用登録完了通知書(様式第12号)により、当該申込 者(以下「利用登録者」という。)に通知するものとする。
- 4 前項の規定による登録期間は、登録の日から起算して2年以内とする。
- 5 市長は、第3項の規定により登録された内容について、制度の趣旨 に沿った情報の発信に利用し、又は協会、媒介業者及び第1項の規定 による申込みで利用希望者が指定した市町に提供することができる。
- 6 前項の規定により提供を受けた市長は、その内容を空き家バンク利用者台帳に登録するものとする。

(利用登録に係る登録事項変更)

第9条 前条第3項の規定による登録の通知を受けた利用登録者は、当該登録事項に変更があったときは、空き家バンク利用登録変更届出書 (様式第13号)及び変更内容を確認できる書面を添えて市長に提出 しなければならない。

(利用登録者の抹消)

- 第10条 利用登録者は、利用登録を抹消しようとするときは、空き家 バンク利用登録抹消申出書(様式第14号)を市長に提出しなければ ならない。
- 2 市長は、利用登録者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、 当該利用登録者を空き家バンク利用者台帳から抹消するものとする。
 - (1) 前項の申出書の提出があったとき。
 - (2) 利用登録をした日から2年を経過したとき。ただし、利用登録者が改めて登録申込みを行うことにより再登録したときは、この限りでない。
 - (3) 利用登録の内容に虚偽があったとき。
 - (4) 第8条第2項各号に掲げる要件を欠くと認めたとき。
 - (5) その他市長が適当でないと認めたとき。
- 3 市長は、前項の規定により登録を抹消したときは、空き家バンク利 用登録抹消通知書(様式第15号)により、当該利用登録者に通知 するものとする。

(希望物件の交渉申込み及び通知)

- 第11条 利用登録者は、希望する登録空き家について売買又は賃貸借の交渉をしようとするときは、市内の登録空き家を希望する場合は空き家バンク交渉申込書(様式第16号)を、他市町の登録空き家を希望する場合は当該市町の指定する様式を当該空き家の存する市町の長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、前項の申込書の 写しを当該空き家の媒介業者が所属する協会に提供するものとする。 (情報の提供)
- 第12条 市長は、空き家の情報(物件登録者の個人情報を除く。)を

利用登録者に提供するとともに、インターネット等を通じて広く公開するものとする。

2 市長は、利用登録者の希望条件等の情報(利用登録者の個人情報を 除く。)を協会に提供するものとする。

(物件登録者と利用登録者との交渉等)

- 第13条 物件登録者及び利用登録者との登録空き家に関する売買又は 賃貸借の交渉及び契約については、当該空き家の媒介業者が行うもの とし、市長は直接これに関与しない。
- 2 協会は、前項の交渉の結果について、空き家バンク交渉結果報告書 (様式第17号)により速やかに市長に報告するものとする。
- 3 交渉及び契約に関して発生した一切の問題については、当事者間で 解決するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。